

議案第112号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(伊賀市職員定数条例の一部改正)

第1条 伊賀市職員定数条例（平成16年伊賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

(伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市任期付職員の採用等に関する条例（平成16年伊賀市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「、第12条第3項及び第23条」を「及び第12条第3項」に改める。

(伊賀市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市職員の分限に関する条例（平成16年伊賀市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年伊賀市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）第10条に規定する通勤手当、第12条に規定する時間外勤務手当、第13条に規定する休日勤務手当、第14条に規定する夜間勤務手当、第18条に規定する期末手当及び第22条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額を除く。））」を加える。

（伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年伊賀市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第19条中「市長と協議して」を「その職務の性質等を考慮して規則で定める基準に従い」に改める。

（伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年伊賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第20条の表第23条の項を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年伊賀市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「非常勤の職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

別表中「非常勤の職員」を「特別職の非常勤職員」に改める。

（伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第23条中「臨時又は常勤を要しない職員（嘱託を含む。再任用短時間勤務職員を除く。）」を「臨時職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例に定めるもののほか、常勤を要しない職員の給与は、別に条例で定める。

（伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第10条 伊賀市職員の退職手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

（伊賀市青少年センター条例の一部改正）

第11条 伊賀市青少年センター条例（平成16年伊賀市条例第252号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第6条第2項中「委嘱した」を「任命した」に改める。

（伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第12条 伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年伊賀市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（伊賀市職員等公益通報条例の一部改正）

第13条 伊賀市職員等公益通報条例（平成17年伊賀市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「のうちから市長が委嘱する」を「とする」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。